指定居宅介護支援契約書 別紙（兼重要事項説明書）

サービスの提供開始にあたり、当事業者が　　様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者（法人）の名称	エイチアイケーサービス合同会社
主たる事務所の所在地	〒112-0002　東京都文京区小石川5-34-10長島ビル301
代表者（職名・氏名）	代表社員　　内田　晃一
設立年月日	平成２９年２月１６日
電話番号	０３－６８０１－５４３６
事業内容	総合事業（第一号訪問事業）/訪問介護/指定居宅介護支援

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ピカ１ケア		
サービスの種類	指定居宅介護支援		
事業所の所在地	〒112-0002　東京都文京区小石川5-34-10長島ビル301		
電話番号	０３－６８０１－５４３６		
指定年月日・事業所番号	令和8年1月1日指定	指定居宅介護支援	１３７０５０４００１
管理者の氏名	森田　恭弘		
通常の事業の実施地域	文京区、豊島区、新宿区		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。また、サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類や事業者に不当に偏ることなく、公正中立に行うものとします。

4. 提供するサービスの内容

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況やご希望等を把握し、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行うサービスです。

アセスメント	利用者の居宅を訪問し、利用者及び必要に応じてその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
居宅サービス計画の作成	利用者にとって、適切な居宅介護支援の利用に資するよう居宅サービス計画を作成します。
居宅介護支援内容の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、適切な居宅介護支援の利用に資するよう遅滞なく居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスが円滑に提供されるよう居宅サービス事業者への連絡調整その他の便宜を図るものとします。
サービス担当者会議	サービス計画の原案について、サービス事業者等の担当者、利用者及び家族を交えて検討を行います。
連絡調整	サービス計画に基づいたサービスが確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
モニタリング	原則として月に1回、利用者の居宅の訪問による面談等（要件を満たし実施するオンライン面談含む）を行い、サービス計画の実施状況を把握します。
給付管理	サービス事業者からの実績報告に基づき、国保連合会への給付管理票の作成・提出を行います。
その他利用者に対する便宜の提供	利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。 介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。

5. 営業日時

営業 日	月曜日から金曜日まで ただし、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
営業時間	月曜日～木曜日：午前9時から午後4時まで 金曜日　　：午前9時から午後6時まで

6. 事業所の職員体制

職員の職種	勤務の形態・人数
管理責任者	常勤　　１人
介護支援専門員	常勤又は非常勤　　１人以上

※管理者は、介護支援専門員と兼務することもあります。

7. 管理者

管理者は、法令等を遵守し、当事業所の居宅介護支援に関する業務の調整などの管理等を行います。

8. 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、事業所が利用者に居宅介護支援を提供するために使用する介護保険法上の介護支援専門員たる資格を有する者とします。

9. 利用料（詳細は別紙）

(1) 居宅介護支援の利用料

居宅介護支援（ケアプラン作成等）の利用料は、全額が介護保険から給付されますので、利用者の自己負担はありません（0 円)。 ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付が制限された場合（法定代理受領ができない場合）は、一旦利用料の全額をお支払いいただき、後日、市区町村の窓口で払い戻しを受ける「償還払い」となることがあります(別紙参照)。その場合には、利用者は後日、居宅介護支援提供証明書及び領収書を利用者の住所のある市区町村の窓口に提示すると、居宅介護支援の利用料金全額の払い戻しを受けることができます。

(2) 利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、事業所が法定代理受領をすることができない（償還払い）場合には、事業所は、利用実績に基づいて居宅介護支援の利用料金を請求し利用者は原則として事業所が指定する期日に支払うものとします。

(3) 加算について

別紙のとおり、利用料（保険給付額）に加算されます。ただし、利用者の自己負担額は 0 円のまま変わりません。なお、区分支給限度基準額の管理対象外です。

(4)　交通費に関して

通常の事業の実施地域については、無料です。 ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の所在地を起点とし、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートルあたり 500 円を徴収します。

(5)　解約・キャンセルについて

居宅介護支援事業については、解約料・キャンセル料は発生しません。

10. 緊急時における対応方法

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や救急への緊急通報を行う等の必要な措置を講じます。 下記の担当医や緊急連絡先につき変更があった場合には速やかにお申し出ください。

利用者の本日時点の主治医	医療機関の名称		
	主治医		
	所在地 電話番号		
緊急連絡先（家族等）	氏名		続柄
	電話番号		

11. 虐待の防止・運営の適正化

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止、安全なサービス提供のため、以下の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
(2) 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対し定期的な研修を実施します。
(3) 虐待防止に関する担当者（責任者）を配置します
(4) 感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を実施します。
(5) 感染症の発生及びまん延を防止するための対策委員会を定期的に開催し、指針の整備、定期的な研修・訓練を実施します

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市区町村（保険者）、地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者によるサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います（事業者は損害賠償責任保険に加入しています）。

13. 苦情相談窓口

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止、安全なサービス提供のため、以下の措置を講じます。

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　　０３－６８０１－５４３６ 面接場所　　当事業所の相談室 苦情受付時間　事業所の営業日及び営業時間に同じ 担　当　者　　内田　晃一

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てる事ができます。

	文京区介護保険課介護保険相談係	電話	０３－５８０３－１３８３
苦情受付機関	豊島区介護保険課 （受付時間 8時30分から午後５時まで・土日祝日除く）	電話	０３－３９８１－１２１８
	新宿区福祉部介護保険課給付係 （受付時間 8時30分から午後５時まで・土日祝日除く）	電話	０３－５２７３－３４９７
	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口（午前９時から午後５時まで・土日祝日除く）	電話	０３－６２３８－０１７７

14. 個人情報の保護・秘密保持

(1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、適切な取り扱いに努めます。
(2) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
(3) 事業者は、サービス担当者会議等において、円滑な連携を図るために必要な範囲において利用者又はその家族の個人情報を用いることができます。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。
(1) 利用者又はその家族は、介護支援専門員に対し、特定のサービス事業者等の紹介や、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
(2) 介護支援専門員は、医療行為及び医療補助行為を行うことはできません。
(3) 介護支援専門員は、金銭、預金通帳、キャッシュカード、証書等の預かり・管理は一切行いません。
(4) 介護支援専門員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお受けすることができませんので、ご遠慮申し上げます。
(5) 利用者又はその家族等からのハラスメント行為（暴言、暴力、セクシュアルハラスメント等）により、職員の就業環境が害されると事業者が判断した場合、サービスの提供を中止または契約を解除することがあります。

16. 第三者評価の実施状況

支払い方法	支払い要件等
第三者評価の実施	□ あり　□ なし
実施した場合の開示	□ あり　□ なし

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者　　所在地　文京区小石川５－３４－１０長島ビル３０１

事業者　エイチアイケーサービス合同会社『ピカ１ケア』

代表社員　　内　　田　　晃　　一　　印

管理責任者　森　　田　　恭　　弘　　印

説 明 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が指定居宅介護支援契約書の別紙となることについても同意します。

利 用 者　　住 所

氏　名　　印

家族代表者ないし署名代行者

住　所

氏　名　　印

本人との続柄：＿＿＿＿＿＿＿＿